

農林水産省職員生活協同組合員のみなさまへ

団体契約により  
約**16%**割引!!

# 傷害総合保険

既にご加入のみなさまへ

- ① 支払保険金の関係で適用される優良割引が変更されております。それに伴いまして、今年度より補償内容が変わりますので、本パンフレットを十分ご確認ください。
- ② 加入申込書のご提出がない場合は、加入申込書の打ち出しの内容で加入手続きをしますのでご注意ください。

※申込人は生協組合員のみなさま、加入対象者は生協組合員及び同居の親族となります。  
※保険金のお支払い方法等重要な事項は、7ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



## 皆様のお役に立ちました

**支払保険金**

(平成21年2月20日末既往2年)

支払総額 約 **6,900** 万円

件数 約 **220** 件

保険期間 平成21年8月20日午後4時から1年間

## 申込締切日 平成21年7月10日(金)

※上記締切日を過ぎての申込は、中途加入となります。

ご加入手続き

- ① お申込は審査の必要もなく、次頁以降の加入種類からお選びになり、添付の「加入申込書」にご記入のうえ、生協事務局へ提出してください。
- ② 昨年度既加入の方は自動継続となります。打ち出しの内容を追加・変更の場合のみ「加入申込書」を訂正して提出してください。変更のない方は提出不要ですが、この機会により大きな補償タイプへの変更をおすすめします。
- ③ 保険期間は8月20日から1年間となりますが、中途加入も毎月受付ております。

農林水産省職員生活協同組合 (保険契約者)  
株式会社損害保険ジャパン (引受保険会社)



# 交通事故のみ担保プラン

- 1. 交通事故，建物火災による傷害事故を補償**  
国内外を問わず、交通事故や建物火災によるおケガを補償します。
- 2. 入院保険金は、1000日目まで補償**  
事故の日からその日を含めて1000日までの入院について補償します。入院1日目からお支払いします。
- 3. 通院保険金の対象期間も1000日目まで**  
事故の日からその日を含めて1000日までの間の通院を90日を限度として補償します。  
ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、入院保険金をお支払いするべき期間の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。通院1日目からお支払いします。
- 4. 手術も補償**  
入院保険金が支払われる場合で、所定の手術を受けた場合手術の種類に応じて補償します。ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります。
- 5. おケガによる要介護状態を終身補償（オプションタイプにご加入の方）**  
おケガによって「要介護状態」となった場合、事故の日から181日目以降の「要介護状態」が継続する限り終身で補償します。（介護保険金を年払）交通事故、建物火災による事故を補償します。
- 6. 犯罪の被害者となった場合に補償（オプションタイプにご加入の方）**  
国内外を問わず、通り魔やひき逃げに遭われた場合、保険金額を限度として保険約款に定める算定基準によって算出する損害額を補償します。なお、加害者からの賠償金や国による補償等がある場合は差し引かれます。
- 7. 賠償事故も補償（海外も補償、自己負担なし）**  
国内外を問わず、日常生活における法律上の賠償責任を補償します（B1、B2のみ）自己負担額（免責金額）はありません。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので必ずご参照ください。

## ・ パーソナルコース ・ ファミリーコース

- 加入対象者は、生協組合員および同居の親族となります。
- ファミリーコースは、ご本人（生協組合員に限ります）が加入されると配偶者及び同居の親族が自動的に対象となり、また何人家族でも保険料は同じです。

### ご存知ですか？

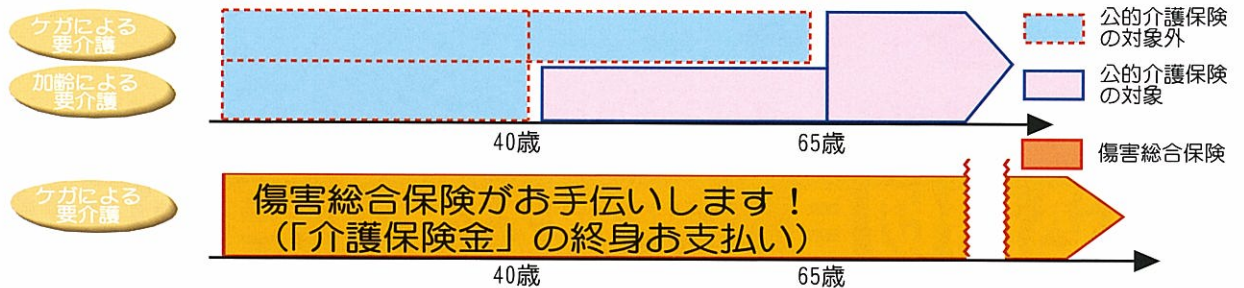
※交通事故のみプランだけでなく、P. 4～P. 6  
記載の傷害総合保険にも適用されます。

2000年4月  
公的介護保険実施

#### 1. 介護補償について

2000年4月から実施された『公的介護保険』

・「公的介護保険」では40歳未満の方は給付対象外です。また40歳以上の方でも65歳になるまでは、加齢にともなう要介護状態しか給付の対象になりません。



#### 2. 犯罪事故補償について

『犯罪被害者等給付金支給法』による支給制度

- ・犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族や重大な傷害を負いまたは障害が残った被害者に対し、国が所定の給付金を支給する制度です。
- ・日本国内（日本国外にある日本船舶または日本航空機内を含みます。）での犯罪行為のみが対象となります。
- ・遺族給付金の最高給付額は1,573万円。
- ・加害者からの賠償金がある場合には、給付金から控除されます。

傷害総合保険がお手伝いします！（「被害事故補償保険金」のお支払い）

例えば…40歳男性（配偶者、子供1人、年収600万円）が死亡した場合

損害額	逸失利益	6,181万円
	精神的損害	1,700万円
	葬儀費	60万円
	合計	7,941万円

加害者からの賠償金など

被害事故補償保険金

\*保険金額限度  
各々のご加入コースの保険金額をご参照ください。



# ●保険金額と保険料

<パーソナルコース>

(保険期間1年)

型タイプ		A1	A2	A3	A4	A5
本人	死亡・後遺障害 保険金額	530万円	1,050万円	2,390万円	2,970万円	1,680万円
	入院保険金日額	5,500円	12,000円	5,000円	11,000円	/
	通院保険金日額	3,800円	7,400円	3,200円	6,700円	
毎月の保険料		620円	1,250円	1,220円	1,850円	600円

オプションは、下表よりご選択ください。  
(保険期間1年)

オプションタイプ		OA1	OA2
本人	介護保険金額 (年額)	250万円	330万円
	被害事故保険金額 (限度額)	4,000万円	8,000万円
毎月の保険料		130円	210円

※本保険は団体契約ですので、加入者数によって保険金額が変動することがございます。  
 ※入院保険金をお支払いする場合で、所定の手術を受けた場合、手術保険金(手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の金額)をお支払いします。  
 ※団体割引20%、過去の損害率による割増5%を適用しております。

<ファミリーコース>

(保険期間1年)

型タイプ		B1	B2
本人	死亡・後遺障害 保険金額	530万円	1,000万円
	入院保険金日額	5,000円	10,000円
	通院保険金日額	3,000円	7,000円
配偶者	死亡・後遺障害 保険金額	450万円	750万円
	入院保険金日額	3,500円	7,000円
	通院保険金日額	2,000円	4,000円
その他親族	死亡・後遺障害 保険金額	300万円	550万円
	入院保険金日額	2,000円	4,500円
	通院保険金日額	1,200円	2,500円
賠償責任保険金額 (自己負担額 0円)		2,000万円	4,000万円
毎月の保険料		1,180円	2,340円












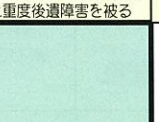






オプションは、下表よりご選択ください。  
(保険期間1年)

オプションタイプ		OB1	OB2	OB3
本人	介護保険金額 (年額)	250万円	300万円	300万円
	被害事故保険金額 (限度額)	4,000万円	8,000万円	8,000万円
配偶者	介護保険金額 (年額)	250万円	250万円	300万円
	被害事故保険金額 (限度額)	2,500万円	2,500万円	5,000万円
その他親族	介護保険金額 (年額)	250万円	250万円	300万円
	被害事故保険金額 (限度額)	2,500万円	2,500万円	5,000万円
毎月の保険料		380円	450円	580円

※その他の親族とは、本人又は配偶者と生計を共にする同居の親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)、生計を共にする別居の未婚(これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。)の子をいいます。(上記保険金額は、その他の親族1名あたりとなります。)  
 ※本保険は団体契約ですので、加入者数によって保険金額が変動することがございます。  
 ※入院保険金をお支払いする場合で、所定の手術を受けた場合、手術保険金(手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の金額)をお支払いします。  
 ※団体割引20%、過去の損害率による割増5%を適用しております。

## ●こんな場合に補償されます。

(☆その他に「手術保険金」が支払われます。)

建物火災			
	飛行機が墜落して死亡	ホテル火災でケガ	船舶が座礁してケガ
交通事故			
	車が衝突してケガ	駅の改札口に入ってから改札口をでるまでの間のケガ	急ブレーキで頭を打ってケガ
ケガによる介護状態			
	交通事故により要介護状態		道路通行中に建物から物が落ちてケガ
犯罪被害			
	通り魔に遭遇し重度後遺障害を被る	毒入り飲料水を飲まれ重度後遺障害を被る	ひき逃げにあい死亡
賠償事故			
	他人の家のガラスを壊した	お店の商品を壊した	
			
	他人の家のじゅうたんをこがした	階下に水漏れを出した	
			
	自転車で他人のケガをさせた	他人の車にきずつけた	
			
	飼い犬が他人に噛み付いた		

# 交通事故のみ担保プラン

(交通事事故傷害保険のみ)  
担保特約付帯傷害総合保険





























# ワイドプラン (傷害総合保険)

1. **ほとんど全ての傷害事故を24時間ワイドに補償**  
国内外を問わず、交通事故だけでなく、お仕事中、スポーツ中、旅行中のおケガを24時間補償します。
2. **入院保険金は、1000日目まで補償**  
事故の日からその日を含めて1000日までの入院について補償します。入院1日目からお支払いします。
3. **通院保険金の対象期間も1000日目まで**  
事故の日からその日を含めて1000日までの間の通院を90日を限度として補償します。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、入院保険金をお支払いするべき期間の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。通院1日目からお支払いします。
4. **手術も補償**  
入院保険金が支払われる場合で、所定の手術を受けた場合手術の種類に応じて補償します。ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります。
5. **おケガによる要介護状態を終身補償 (オプションタイプにご加入の方)**  
おケガによって「要介護状態」となった場合、事故の日から181日目以降の「要介護状態」が継続する限り終身で補償します。(介護保険金を年払)
6. **犯罪の被害者となった場合に補償 (オプションタイプにご加入の方)**  
国内外を問わず通り魔やひき逃げに遭われた場合、保険金額を限度として保険約款に定める算定基準によって算出する損害額を補償します。なお、加害者からの賠償金や国による補償等がある場合は差し引かれます。
7. **賠償事故も補償 (海外も補償、自己負担なし)**  
国内外を問わず、日常生活における法律上の賠償責任を補償します。(D1、D2、E1～E6のみ) 自己負担額(免責金額)はありません。
8. **天災危険補償(T)タイプにもご加入いただけます。**  
T1～T5(天災危険担保特約条項付帯)にも合わせて、ご加入いただけますと、地震・噴火・津波によるおケガも補償いたします。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので必ずご参照ください。

●こんな場合に補償されます。(☆その他に「手術保険金」が支払われます。)

傷害事故							
	飛行機が墜落して死亡	ホテル火災でケガ	船舶が座礁してケガ	車が衝突してケガ	駅の改札口に入ってから改札口をでるまでの間のケガ	急ブレーキで頭を打ってケガ	道路通行中に建物から物が落ちてケガ
ケガによる要介護状態							
	職場の階段から落ちてケガ	学校の廊下でケガ	ドアにぶつかりケガ	海で溺れて死亡	スキーでケガ	不完全燃焼でガス中毒	ストーブでヤケド
犯罪被害							
	仕事中の事故により要介護状態	交通事故により要介護状態	通り魔に遭遇し重度後遺障害を被る		毒入り飲料水を飲まされ重度後遺障害を被る	ひき逃げにあい死亡	海外でテロにまきこまれた
賠償事故							
	他人の家のガラスを壊した	お店の商品を壊した	他人の家のじゅうたんをこがした	階下に水漏れを出した	自転車で他人にケガをさせた	他人の車にきずつけた	飼犬が他人に噛み付いた

- ・天災危険補償を希望される方は、C1～C2にはT1～T2、D1～D2にはT3～T4、E1～E5にはT5の保険料を加算してください。
- ・T1～T5のみのご加入はできません。



# ●保険金額と保険料

## <パーソナルコース>

(保険期間1年、職種級別A級)

型タイプ		C1	C2	T1 天災危険補償	T2 天災危険補償
本人	死亡・後遺障害 保険金額	610万円	1,200万円	110万円	260万円
	入院保険金日額	4,900円	9,800円	1,100円	2,100円
	通院保険金日額	2,300円	4,700円	600円	1,100円
毎月の保険料		1,200円	2,420円	300円	600円

オプションは、下表よりご選択ください。

(保険期間1年、職種級別A級)

オプションタイプ		OC1	OC2	OC3 天災危険補償	OC4 天災危険補償
本人	介護保険金額 (年額)	250万円	330万円	250万円	330万円
	被害事故保険金額 (限度額)	4,000万円	8,000万円	4,000万円	8,000万円
毎月の保険料		180円	280円	210円	310円

※T1、T2にご加入の方のみ、OC3、OC4にご加入できます。

※本保険は団体契約ですので、加入者数によって保険金額が変動することがございます。

※入院保険金をお支払いする場合で、所定の手術を受けた場合、手術保険金(手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の金額)をお支払いします。

※団体割引20%、過去の損害率による割増5%を適用しております。

## <カップルコース>

(保険期間1年、職種級別A級)

型タイプ		D1	D2	T3 天災危険補償	T4 天災危険補償
本人	死亡・後遺障害 保険金額	610万円	1,330万円	140万円	280万円
	入院保険金日額	5,000円	10,000円	1,200円	2,400円
	通院保険金日額	2,500円	5,000円	500円	1,000円
配偶者	死亡・後遺障害 保険金額	470万円	940万円	140万円	280万円
	入院保険金日額	3,000円	6,000円	1,200円	2,400円
	通院保険金日額	1,500円	3,000円	500円	1,000円
賠償責任保険金額 (自己負担額 0円)		2,000万円	4,000万円		
毎月の保険料		1,930円	3,860円	550円	1,090円

オプションは、下表よりご選択ください。

(保険期間1年、職種級別A級)

オプションタイプ		OD1	OD2	OD3 天災危険補償	OD4 天災危険補償
本人	介護保険金額 (年額)	250万円	300万円	250万円	300万円
	被害事故保険金額 (限度額)	3,000万円	8,000万円	3,000万円	8,000万円
配偶者	介護保険金額 (年額)	250万円	200万円	250万円	200万円
	被害事故保険金額 (限度額)	2,500万円	3,000万円	2,500万円	3,000万円
毎月の保険料		250円	350円	310円	410円

※T3、T4にご加入の方のみ、OD3、OD4にご加入できます。

※本保険は団体契約ですので、加入者数によって保険金額が変動することがございます。

※入院保険金をお支払いする場合で、所定の手術を受けた場合、手術保険金(手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の金額)をお支払いします。

※団体割引20%、過去の損害率による割増5%を適用しております。

ワイドプラン

(傷害総合保険)



# ワイドプラン

# (傷害総合保険)

<ファミリーコース>

(保険期間1年、職種級別A級)

型タイプ		E1	E2	E3	E4	E5	E6	T5 天災危険補償
本人	死亡・後遺障害 保険金額	550万円	1,000万円	1,050万円	1,370万円	1,380万円	620万円	116万円
	入院保険金日額	5,000円	6,000円	7,000円	10,500円	12,000円	5,000円	1,200円
	通院保険金日額	2,500円	3,000円	3,500円	5,500円	6,300円	2,000円	500円
配偶者	死亡・後遺障害 保険金額	400万円	830万円	850万円	1,000万円	1,000万円	620万円	116万円
	入院保険金日額	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円	8,000円	5,000円	1,200円
	通院保険金日額	1,500円	2,000円	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円	500円
その他親族	死亡・後遺障害 保険金額	180万円	470万円	560万円	700万円	800万円	620万円	116万円
	入院保険金日額	2,000円	3,000円	3,500円	5,000円	6,000円	5,000円	1,200円
	通院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	3,200円	2,000円	500円
賠償責任保険金額 (自己負担額 0円)		2,000万円	2,000万円	2,000万円	4,000万円	4,000万円	2,000万円	
毎月の保険料		2,800円	4,300円	5,070円	7,080円	7,850円	4,420円	1,100円



オプションは、下表よりご選択ください。

(保険期間1年、職種級別A級)

オプションタイプ		OE1	OE2	OE3	OE4 天災危険補償	OE5 天災危険補償	OE6 天災危険補償
本人	介護保険金額 (年額)	250万円	300万円	300万円	250万円	300万円	300万円
	被害事故保険金額 (限度額)	4,000万円	8,000万円	8,000万円	4,000万円	8,000万円	8,000万円
配偶者	介護保険金額 (年額)	250万円	250万円	300万円	250万円	250万円	300万円
	被害事故保険金額 (限度額)	2,500万円	2,500万円	5,000万円	2,500万円	2,500万円	5,000万円
その他親族	介護保険金額 (年額)	250万円	250万円	300万円	250万円	250万円	300万円
	被害事故保険金額 (限度額)	2,500万円	2,500万円	5,000万円	2,500万円	2,500万円	5,000万円
毎月の保険料		550円	630円	790円	650円	740円	910円

※その他の親族とは、本人又は配偶者と生計を共にする同居の親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)、生計を共にする別居の未婚(これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。)の子をいいます。(上記保険金額は、その他の親族1名あたりとなります。)

※T5にご加入の方のみ、OE4、OE5、OE6にご加入できます。

※本保険は団体契約ですので、加入者数によって保険金額が変動することがございます。

※入院保険金をお支払いする場合で、所定の手術を受けた場合、手術保険金(手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の金額)をお支払いします。

※団体割引20%、過去の損害率による割増5%を適用しております。



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を記載して  
 います。ご加入される前に必ずお読みいただきまますようお願いいたします。  
 【加入者ご本人以外に被保険者（保険の対象となる方）がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。  
 ご加入の際には、ご家族の方にも契約の内容をお知らせください。】

### この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品のご仕組み：この保険は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約条項をセットして構成されています。
- 保険契約者：農林水産省職員生活協同組合
- 保険期間：平成21年8月20日午後4時から1年間となります。  
 ※保険期間の途中でご加入される場合は、毎月受付しています。その場合、保険期間は、中途加入日以降のご指定の日から平成21年8月20日午後4時までとなります。
- 申込締切日：平成21年7月10日（中途加入の場合は、補償開始を希望される日の前日となります）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレット内に記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入者：農林水産省職員生活協同組合の組合員の皆様
- 被保険者：組合員本人またはその家族を被保険者としてご加入いただけます。（家族とは同居の親族をいいます。）  
 【ファミリーコース】 加入者（組合員本人）が加入すれば、本人の配偶者やその親族（本人または配偶者と生計を共にする①同居の親族および②別居の未婚（これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。）の子）についても保険の対象となります。  
 【カップルコース】 加入者（組合員本人）が加入すれば、本人の配偶者についても保険の対象となります。  
 【パーソナルコース】 加入者本人  
 なお、被保険者の続柄はケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- お支払方法：平成21年9月分俸給から毎月控除となります。（年12回払）中途加入の場合は、加入月の翌月からの毎月の控除となります。
- お手続き方法：添付の加入申込書に必要事項をご記入の上、ご加入窓口の生協事務局までご提出ください。
- ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、下表のとおりとなります。
- 既加入者の皆さまには、あらかじめ継続前の職種級別にて加入申込書を打ち出しご案内しておりますので、前年と同一プラン（送付した加入申込書に打ち出しの加入タイプ）で継続加入を行う場合は、加入申込書の提出は不要です。
- ただし、「継続加入を行わない場合」や、「ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して加入を行う場合」は、その内容を記載した加入申込書の提出が必要となります。
- ※なお、加入申込書に打ち出された職業・職種に変更が必要な場合は、加入申込書を訂正してご提出いただく必要があります。  
 ご加入に際しての内容や、送付した加入申込書の修正方法などをカワシマまでお問い合わせください。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者などを含むすべての自動車運転者）、木・竹・草・つるの製品製造業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）

※なお、オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手、カチの方は保険料が異なりますので、問い合わせ先までご連絡ください。

- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の生協事務局又はカワシマまでご連絡ください。
- ご契約開始の際、加入者数によりまして、保険金額が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入者数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

●被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）が、日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、下記の傷害保険金をお支払いします。（注）保険期間（責任）開始前の事故（傷害・損害）によるものは、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な内容
死亡	急激かつ偶然な外来の事故（※1）によりケガ（※2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害の保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。	①地震、噴火、津波による事故（T1～T5、OC3・4、OD3・4、OE4・5・6にご加入の方は除きます。） ②故意による事故 ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害に限ります。（※） ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害に限ります。（※）
後遺障害	急激かつ偶然な外来の（※1）によりケガ（※2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害の保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡保険金・後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じ、各被保険者の死亡・後遺障害の保険金額を限度とします。	⑤脳疾患、疾病または心臓失調による事故 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害に限ります。（※） ⑥戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（注）を除きます。）、核燃料物質などの貯蔵、輸送、使用による事故 ⑦ヒッキング等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ⑧自動車、原動機付自転車などによる競技・競争・興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的見解のないもの ⑩妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
入院	急激かつ偶然な外来の事故（※1）によりケガ（※2）をされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院（入院に準ずる状態を含みます。）し、医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて1,000日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	（注）テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※）ファミリーコース・カップルコースの場合 【交通事故傷害のみ担保プラン】 上記のほかに ⑪船舶に搭乗することを職務とする者（養成所の職員・生徒を含みます）が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事する間に直接起因する事故 ⑬航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑭グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機搭乗中の事故 ⑮交通乗用具による競技・競争・興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
手術	入院保険金をお支払いする場合、事故の日からその日を含めて1,000日以内のケガのために所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（10倍、20倍または40倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。	
通院	急激かつ偶然な外来の事故（※1）によりケガをされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院に対しては、お支払いの対象なりません。また、入院保険金をお支払いするべき期間の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	
介護（オプション）	急激かつ偶然な外来の事故（※1）によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対して、1年間につき、介護保険年額をお支払いします。要介護状態である期間に1年未満の端日数があるときは、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。	
補償	（※1）交通事故のみ担保プランは、下記の事故によるケガについての補償の対象となります。 ●交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（電車、自動車、原動機付自転車、自転車、身体障害者用車いす、飛行機、船舶等）（※3）との接触、衝突等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被ったケガ・運行中の交通乗用具に搭乗（※4）している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場内（改札口の内外をいいます。）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ ●道路通行中の被保険者が次のいずれかによって被ったケガ イ、建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの落下、口、崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下 ハ、火災または破裂・爆発 ニ、作業機械としてののみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてののみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等 ●被保険者が、建物または交通乗用具の火災によって被ったケガ （※2）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。 （※3）キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、スケートボード、三輪車（幼児用）等は除きます。 （※4）正規の搭乗装置もしくは当該装置のある室内（通行できないよう仕切られた場所等を除きます。）に搭乗している間、ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。	
被害事故補償（オプション）	加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等により、死亡または所定の重度後遺障害が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、次のような項目の合計金額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など	上記①～③、⑥、⑨の他、被害事故が発生させた者が、被保険者の配偶者、直系血族、3親等以内の親族または同居の親族のいずれかに該当する事故
個人賠償責任	日本国内・国外を問わず、被保険者（注）本人の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理または日常生活（住宅以外の不動産の所有・使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故により他人の身体に損害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたこと等によって法律上の賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用など）の合計金額をお支払いします。（自己負担額はありません。）ただし、一回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 ※賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。	①契約者、被保険者の故意 ②地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）などによる損害 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊賠償責任について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打による損害賠償責任 ⑨航空機、船舶、自動車、原動機付自転車、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

（注）個人賠償責任の被保険者は、①本人②本人の配偶者③本人または配偶者と生計を共にする、同居の親族・別居の未婚（これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。）の子となります。なお、被保険者の続柄は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。



## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ  
この保険は農林水産省職員生活協同組合を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
2. 告知義務等  
ご加入の際には、加入申込書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。特に被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）の生年月日、性別、職業・職種等および次の告知事項にご注意ください。必要事項が記載されなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除とすることがあります。
  - ①他の同種の傷害保険契約（積立保険を含みます。）の有無
  - ②過去3か年以内の傷害保険金（1事故5万円以上）請求または受領の有無
 \* ファミリーコース・カップルコースの場合は、ご家族の生計を主として維持している方（生計費の負担者が複数の場合には負担割合が最も高い方）を「ご本人」としてご加入ください。ご家族の生計を主として維持している方以外の方を本人とした場合、保険金が削減される場合があります。
 \* ファミリーコース・カップルコースの「ご本人」は、加入申込書にご本人としてご記入いただいた方、「配偶者」はその配偶者、「親族」は以下の方をいいます。
  - イ. ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
  - ロ. ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚（これまでに法律上の婚姻歴がないこと）の子
 ※被保険者の続柄は、傷害・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 \* 個人賠償責任の被保険者は、①本人②本人の配偶者③本人または配偶者と生計を共にする、同居の親族・別居の未婚（これまでに法律上の婚姻歴がないこと）の子となります。
 ※被保険者の続柄は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 ※死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
3. 通知義務  
ご加入の後に、以下の変更が生じる場合には、ただちに下記の問い合わせ先にご通知ください。ご通知がない場合には、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除とすることがあります。また、ご住所などを変更される場合も、ご通知いただく必要があります。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
  - ①他の傷害保険契約をご契約する場合
  - ②職業の内容が変わる場合
  - ③生計維持者が変わる場合【ファミリーコース・カップルコースの場合】
 また、退職などにより団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
4. 事故がおきた場合の取扱い  
①万一、事故にあわれたら、ただちに下記の問い合わせ先にご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
  - ②賠償をしなければならぬと思われる事故が発生した場合には、事故の対応につきご相談ください。損保ジャパンとご相談いただけるように被保険者自身で被害者との示談交渉をすすめていただくこととなります。（この保険では、保険会社が保険の対象となる方（被保険者）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。）あらかじめ保険会社の承認を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ③第三者に対する賠償責任は、法律上の賠償責任を負担することによる損害が支払の対象であり、賠償責任のない場合の見舞金等はお支払いの対象となりません。また、お支払いする保険金は適用される法律の規定や被害者の損害の額および過失の割合などにより決定されます。
  - ④被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。
5. 責任開始期  
保険責任は保険期間初日の平成21年8月20日午後4時に始まり、中途加入の場合は、中途加入日移行のご指定の日には保険責任が始まります。
6. 保険金をお支払いできない主な場合  
本パンフレット【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。
7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等  
この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日から既に過ぎた期間）に相当する月割保険料を精算いただきます。また、保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未経過期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料をお支払いいただく場合があります。なお、脱退に際して、返れい金のお支払いはありません。
8. 保険会社破綻時の取扱い  
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。
9. 個人情報の取扱いについて  
○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上でご加入ください。
10. 契約更改時の取扱い  
既加入者については、前年と同一条件で継続加入を行う場合は、加入申込書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入申込書の提出が必要となります。

### 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえに重要な事項を正しくご記入いただいていることなどを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。
  - 保険金のお支払い事由     保険金額（ご契約金額）     保険期間（保険のご契約期間）     保険料・保険料払込方法・配当金制度の有無
2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。（加入申込書に正しくご記入ください。）
  - 被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「年齢」）、「性別」は正しいですか？
  - 【ワイドプランにご加入の方のみご確認ください】
  - 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は正しいですか？
  - 【家族型・夫婦型にご加入の方のみご確認ください】
  - 被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認いただきましたか？
  - 被保険者（保険の対象となる方）ご本人は「生計維持者（\*）」ですか？
    - \* 「生計維持者」とは、ご家族の中で生計を維持している方（通常は所得が一番多い方）をいいます。
3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。
  - 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合等」などお客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

### 問い合わせ先（保険会社等への相談・苦情・連絡窓口）

- 生協事務局    TEL. 03-5575-2170（保険）  
〒107-0052 港区赤坂1-9-13 三会堂ビルB1
- 取扱代理店    株式会社カワシマ  
（神田事務所）〒101-0054 千代田区神田錦町2-2-11 長島ビル2階  
TEL. 03-5281-6353（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）  
（川島 幸子）TEL. 04-7183-2910
- 引受保険会社    株式会社損害保険ジャパン 営業開発第二部第三課  
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1  
TEL. 03-3349-3287（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 保険会社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会の「そんがいはけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。  
（フリーダイヤル）0120-107-808（受付時間：平日の午前9時から午後6時まで）  
携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。
- 事故が起こった場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。  
平日夜間、土日祝日の場合には、次の夜間・休日事故サービスセンターへご連絡ください。  
（フリーダイヤル）0120-727-110（株）損保ジャパン・ハートフルライン  
受付時間 ◆平日夜間/午後5時から翌日午前9時まで  
◆土日祝日（12月31日から1月3日を含みます。）/終日（24時間）



- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、「傷害総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンにご照会ください。